

論文の要旨

ふりがな 氏名	リョ テイ 呂 程
論文題目	日中戦争下中国の戦時体制と「民意」－国民参政会・国防最高委員会・行政院の関係－

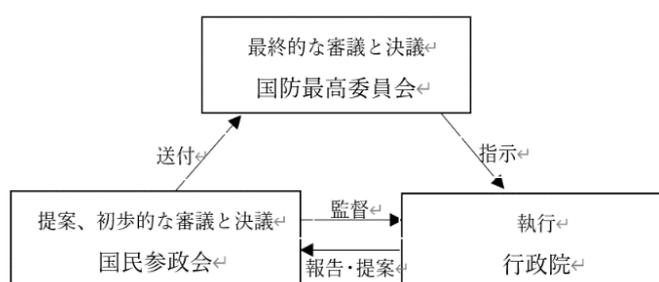
論文の要旨

本論文は、中国の対日抗戦を総力戦の遂行と見なし、その視点から参政会・国防会・行政院の三者関係を考察した。その際、とくに留意したのは、参政会により表出される「民意」が、戦時中国行政に如何に影響を与えていたかを、参政会の提案に対する国防会・行政院側の対応状況を通して、系統的に分析することであった。

その目的は、積極的に「民意」を代弁する参政会側と、消極的に「民意」に対応する国民党政権側という従来の研究における二項対立の図式から脱却し、官民対立の存在を認めつつも、総力戦遂行のための官民間の連携の側面をも検討し、参政会の全体像をより一層解明し、多くの先行研究が言う「消極的」な行政院像を再考することにある。こうして、人々の戦時中国の政治運営体制や総力戦下中国社会における諸事象に対する理解を深めることを期待している。

往來の研究は基本的に参政会・国防会・行政院を単独で取り扱ってきた。本論文では、機関相互の関係という視角から、参政会により表出される「民意」が、戦時中国行政に如何に影響を与えていたかを分析するが、こうした試みは、管見の限りでは本論文が最初となる。制度上の機関の関係は図1の通りである。

図1 制度上の機関の関係



典拠：台湾「国史館」所蔵「国民政府」宗の「国民参政会組織条例修正暨秘書処組織規則案（一）」巻と「国防最高委員会組織法令案」巻、錢端升・薩師炯等『民国政制史』上、商務印書館、1946年、224-226頁を参照して筆者が作成。

なお、本論文は組織条例だけで機関の関係を判断することを避け、機関の活動実態を踏まえて当時の状況を検討した。実態を正確に解明するため、とくに史料の使用では、今までの参政会研究で本格的に使われていなかった台湾「国史館」所蔵の「行政院」檔案を優先的に使った。このほか、歴史事件の細部や諸機関に対する当時の人々の見方を把握するために、当事者の日記や回想録を積極的に利用した。

以上のような史料を用いながら、機関相互の関係という視角から、まず第1章では、日中全面戦争下の中国の戦時体制は特異な様相を有すると認識したうえで、戦前の政治体制から戦時体制へ移行する過程を論述し、参政会の性質や国防会・行政院との関係を明らかにした。戦時行政を扱った第2章と第3章は、行政関係の参政会提案の提出・処理状況を実証的に分析した。特に、兵役実施や難民救済、少数民族・女性・華僑・東北人士諸勢力からの要請について集中的に論じた。

第4章と第5章は、財政・経済関係の参政会提案の提出・処理状況を検討した。特に、農業や工業生産、塩・綿製品・桐油・糧食諸物資の統制政策の展開について議論している。なお、分析の便宜上、糧食統制の状況を湖南省に限定し、湖南省臨時参議会と参政会との連携も考察した。

結論としては、以下に要約することができる。

第一に、この三者関係の大前提は蒋介石の独裁であった。彼は参政会・国防会・行政院の運営を掌握することに固執し、積極的に最高統帥として影響力を行使した。参政会による「民意」の表出にせよ、行政政策の決定と執行にせよ、彼の独裁を前提としていたというべきである。ただし、彼による独裁は必ずしも民意機関の形骸化をもたらしたわけではなく、場合によっては、「民意」を行政院に執行させることに有利であった。

蔣の日記を参照すれば、彼の参政員に対する評価は決して良くない。参政会における憲政運動の高揚に伴い、彼は張瀾・張君勱ら民主党派参政員を猛批判したことは第1章で言及した通りである。ただし、本論文は憲政より戦時行政の視点を重視し議論を展開してきたため、ここで、蒋介石の憲政と行政に対する対応の差異を強調しておきたい。憲政案に関する要求に対しては、蒋介石は拒否する傾向が強かったが、行政政策の調整に関しては、民間利益の涵養も抗戦力の保持につながるという立場から参政員の要求を受け入れる場合がしばしばあった。第5章第2節で述べた戦時中の綿紗統制に対し、豫華紗廠の蘇汰余が国民参政員に依頼して綿紗価格の調整を要請した後、蒋介石は確実に「綿紗価格を高めても良い。ただし、50%を超えてはいけない」と指示した。第1章第1節の四川省における徴兵の事例でも、参政員黄炎培の要請を受け、蒋介石は徴兵を2ヶ月半猶予せよと軍政部に命令した。

第二に、参政会の職権は限られていたが、参政会が表出した「民意」は、国防会や蒋介石本人からの支持を得れば、行政院にとって拘束力のない意見ではなく、それを執行せざるを得なかった。ただし、国防会は、参政会の決議を審議する際に行政院に強制的な執行命令を下すことは少なく、その審査意見は常に曖昧な指示に止まり、暗に行政院に執行の如何について一定の自主権を与えていた。そして、行政院がより専門的かつ執行者としての立場から反対意見を述べた場合は、蒋介石や国防会も基本的に行政院に執行を強いることはしなかった。

第三に、行政院は必ずしも参政会の決議を無視しようとするのではなく、「民意」に正面から対応したケースも少なくなかった。参政会の決議の執行においても、行政院は基本的に国民党の施政原則と衝突することなく、戦争遂行に有利で実現可能性があれば下級機関に対しても検討や執行を要求した。いわゆる行政院の対応が「消極的」だという先行研究の指摘は、再考するする余地がある。もちろん、行政院の一部の官僚は参政会の提案に反発するために措置を講じ、蒋介石の参政員に対する不信感を煽り、もしくは参政会の主張を骨抜きにしようとした。また、陳誠・薛岳のような有力軍人で省政府主席を兼職していた人物は、辞職あるいは最初から断固とした態度で参政会の提案の執行を拒否していた。しかし、行政側の人物が様々な形で反発措置を講じたというのも、逆に言えば、彼らが参政会の存在を簡単に無視できなかったからである。

第四に、参政会は全く国民党政権の戦時行政を拘束できない諮問機関ではなく、参政会・国防会・行政院の間には脆弱ではあるが一定のパワーバランスが存在していた。この点は、本論文で取り上げる諸事例が示した通りである。こうしたバランスは、必ずしも参政会が積極的に職権と影響力を行使したことだけに理由があったとは言えず、国民党政権が総力戦遂行における国民の主体性や、自己の権力的正当性を維持することの重要性を、ある程度認識していたことにも理由の一端があった。

また、従来の参政会の研究では、中共や各民主党派参政員の活動が注目されてきた。他方において、地域代表の多数を占めた国民党員については、彼らの役割はあくまでも中共と民主党派を牽制するためであるという先入観があったため、その活動はそれほど注目されなかった。しかし、本論文が明らかにしたように、国民党系参政員は地域社会の利害表出において相当積極的であった。特に注意したいのは、国民党内における辛亥革命元老たちの活躍である。彼らの多くは、日中戦争期には、すでに第一線を退いていたものの、依然として革命元老としての影響力を発揮し、行政側を監督し地域・民間社会の実情を中央政界に反映することができた。行政側も簡単に彼らに箝口令を出せなかったのである。これもまた、参政会の民意機関としての独立性を保障する要因となった。

そして、行政院の対応は完全に「消極的」だとは言えず、今まで研究で論じられていなかったことであるが、参政員による提案にも全く問題がないわけではなかった。参政員には、中央政府に対して過大な期待を寄せ、中央政府の財政状況を配慮しない行為があった。また、欧米や日本留学の経験を有する参政員は、常に先進国の経験を参照して戦時中国に存在する諸問題の改革を図ろうとしたが、当時中国の社会状況として教育と情報が全く普及せず、生産力も極めて低かったため、彼らによる提案を実施するのはほぼ不可能であったことにある。行政院が全ての提案に対して十分に対応しなかったのも、戦時中国の僅かな乏しい資源の分散使用を避けるためでもあったと考えられる。

総じて、参政会による「民意」表出と国防会・行政院の対応は、各地域各勢力のエリートからの、国民党リーダーシップへの信頼感を一定程度確保し、少なくとも国民党と彼ら間の意思疎通を強化し、戦時行政の円滑化を図って戦時体制の崩壊を防ぐことに有意義であったと考えられる。8年間にわたる長期戦で、参政員の努力により、徴兵の猶予や、諸統制政策の緩和や、災害の救済金・借金・戦時保険などを通じて資金の民間への提供が達成されたことも事実であった。